

食安輸発0628第3号
平成25年6月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

カナダ産牛肉（内臓を含む。）の取扱いについて

標記については、平成24年10月2日付け食安輸発1002第2号及び平成24年10月16日付け食安輸発1016第1号により、通知したところですが、今般、カナダ政府より改善報告が提供されたことを踏まえ、同施設において処理された牛肉（内臓を含む。）について下記の対応方よろしくをお願いします。

なお、対象製品*については引き続き積み戻し等の措置の指導をお願いします。また、この通知をもって平成24年10月2日付け食安輸発1002第2号及び平成24年10月16日付け食安輸発1016第1号は廃止します。

※対象製品：① HANGING TENDER 以外の牛肉（内臓を含む）

（処理日が平成24年8月24日、27日、28日、29日及び9月5日のもの）

② HANGING TENDER

（とさつ日が平成24年8月22日、23日、24日、27日、28日、31日及び9月4日のもの）

記

- 対象製品*以外のもので、かつ平成25年6月4日以前に処理された牛肉（内臓を含む。）については、届出毎、処理日毎に腸管出血性大腸菌に係る自主検査を指導すること。
- 平成25年6月5日以後に処理された牛肉（内臓を含む。）については、腸管出血性大腸菌に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」（平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年6月26日付け食安輸発0626第5号））の別表第2に下表を追加する。

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成25年6月28日	カナダ	XL FOODS, INC.、LAKESIDE PACKERS、JBS FOOD CANADA 又は ALIMENT JBS CANADA INC. (EST. 38) において平成25年6月5日以後に処理された牛肉（内臓を含む。）	腸管出血性大腸菌